

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題(I)米のドル防衛生命と通貨対策

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 米国のドル防衛, 360円, 外務大臣, 山中大臣, 屋良出席, ランパート高等弁務官, 高瀬他紙, 屋良主席 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43681

關係資料

本誌
本誌
環境
局長
より
交代
せむ
り

4
7
P
1
心
以
意
の
手
頃

附属添付資料



目次	頁
1 本土政府に対する具体的要請事項	1
2 本土為替市場混乱による沖縄内の銀行取引に与えている影響	2
3 旧通貨への切換を復帰前に実施する件について	3
4 預貯金の支拂準備状況	4
5 月半価切上げによる沖縄県の受ける損害額	5~6
6 金融機関別預掛金残高集計表	7
7 流通通貨量	8
8 米国政府への具体的要請事項	9~10

具体的な要請事項 (本土政府へ)
(要請書に記載しないもの以外)

I 通貨切り替りでの措置

1. 預金支払準備について

為替管理法のない沖縄の資金は不安動揺による思惑から本土へ逃避する可能性が強い。よって最悪の場合の預金支払準備として日銀による支払準備資金の準備をすること。

2. 沖縄における関係布令の取廃により早急に為替管理を実施するため本土政府が米國政府と交渉実現を図ること。

3. 日琉貿易の決済について円建てで行なえるように措置すること

対琉球政府援助資金の活用 琉球政府が日銀より円建て為替決済資金として円を借入れること。

4. 米國における輸入課徴金の除外

米國向けの沖縄からの輸出については当然に輸入課徴金の対象外だと考えるがこれについて誤りのないよう対応すること。

II 通貨切り替りの伴う為替管理法の施行

復帰までの期間、円を流通させる場合、本土政府が施行しているような為替管理法の施行が不要になると考えられるので、通貨交換と同時に布令による通貨為替管理を行なえるよう措置すること。

本土為替市場混乱による沖縄内の銀行取引に与えている影響

1. 資本逃避

本土向送金の目的で定期預金を解約または長期預金担保借入がある。
 8月16日以降8月20日までの間に、銀行、信託会社、信用金庫で約20件あった。
 (詳しい報告を求めており、今後は毎日電話報告されることになっている。)
 今後一層この傾向がでていくことが予想される。

2. 貿易関係

- (1) 輸入業者から銀行窓口へ申込みがあり、その
 - イ LC 金額の増額変更申請
 - ロ 円建為替の可能性打診または要望
- (2) 本土側輸出業者から沖縄側輸入業者へ要求または指示があり、その
 - イ インボイス価格の変更要求(値上)
 - ロ 期限付手形(L/C)の一旦払手形(L/C)への変更要求
 - ハ 既契約分については契約通り船積するが為替差損が発生した場合はその負担については改めて話し合いと、または差損の切平要求
 - ニ 事前送金の期間延長要求(従来1ヵ月分程度の事前送金を6ヵ月に延長)

(3) 以上のよう影響が惹起したため、沖縄側為替銀行に対する輸入為替決済資金の借入需要が増加する傾向にある。

なお、このよう銀行取引者の反応としては、本土商社の沖縄出先または系列企業が敏感に反応していると報告されている。

円相場切上げによる沖縄県の受け台損害額(試算)

(単位千円)

(前提) 復帰前の9月1日に円相場切上げ(10%)があったものと仮定し、通貨の交換は復帰時点とする。

貿易

本土からの輸入物価の上昇による損失 $293,783 \times 0.10 = 29,378$ ⊖ 29,378

本土への輸出の利益 0

貿易外

貿易外への仕向送金(損失) $36,589 \times 0.10 = 3,659$

貿易外の被仕向送金(利益) $72,031 \times 0.10 = 7,203$ ⊕ 3,544

小計 ⊖ 25,834

通貨交換時点の損失

現金 $101,010 \times 0.10 = 10,101$

対外債権 $89,120 \times 0.10 = 8,912$

小計 ⊖ 19,013

合計 ⊖ 44,847

(注) 貿易 貿易外は 7/9 ~ 7/31 までの推計額

1971年6月末における金融機関の支払準備状況 (単位千円、百万円)

総預貯金			正味預貯金(債務者預貯金控除)			取り付け時における必要支払準備高			現在の支払準備高			支払準備残高	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	現金	支払引金	J	(I-J)	
要求払預金	定期性預金	合計	要求払性	定期性	合計	要求払性	長期性	合計			合計		
249,320 (1+360日) 50%	437,020	686,340	196,963	340,876	537,839	100,067	102,263	202,330	34,224	30,177	64,401	137,229	
89,755	157,320	247,082	70,907	122,715	193,622	36,224	36,815	72,839	12,321	10,964	23,185	49,654	

(注) 1. 金融機関とは、琉球銀行、沖縄銀行、中央相互銀行、南陽相互銀行、琉球信託、沖縄信託、沖縄信用金庫、沖縄信用金庫、農林漁業中央金庫、労働金庫の10機関である。(農漁信協、郵便貯金は含まれていない。)

2. 算定基礎

- (1) $D = A - A \times 0.21$ (要求払性の債務者預金比率) とした。 $(249,320 - 52,357 = 196,963 \text{ 千円})$
- (2) $E = B - B \times 0.22$ (定期性の債務者預金比率) とした。 $(437,020 - 96,144 = 340,876)$
- (3) $G = 3,170$ (地元金融機関に預けてある要求払預金) $+ (D - 3,170) \times 0.5$ $\{ 3,170 + (196,963 - 3,170) \times 0.5 = 100,067 \}$
- (4) $H = E \times 0.3$ $(340,876 \times 0.3 = 102,263)$

3. 取り付け時における必要支払準備高を、要求払性については、50%、定期性については、30%と想定した。

円通貨への切換を復帰前に実施することについて

1. 得失・影響

- (1) 物価の安定 地元資本流失 外国枚換資金(ホリマネ)流入(金融秩序の混乱)等の問題を根本的に解決するには日本通貨への切換以外にない。
- (2) 基地関係収入の減少
- (3) 為替管理の早期実施による一時的混乱(準備不足による)

2. 解決を要する基本的な問題

- (1) 米國施政権下に日本円を流通せしめ日本の為替管理制度を實施するための日米政府間の合意
- (2) 沖縄における通貨交換を復帰前に行おうことは円平価の切上げの意志表示をしたことになるので、日本政府におけるその対策の完成が前提となる。
- (3) 前記(1)(2)が解決されたものとして通貨交換までの一定期間、非常措置として弁務官布令による資本の流入を禁止若しくは許可制にする必要がある。
- (4) 交換における技術的問題
大蔵省及び日本銀行の通貨交換に関する調査はほぼ終わっているのでスケジュールをたてることは可能と思われる。
一方沖縄側では現金の保管場所についての応急処置をとる必要があるが、金融機関等における交換態勢はできており、何時でも行える。

一般大衆が受ける損失

		(単位千円)
勤労所得の実質的切り下げ	$51,830 \times 0.10 = 5,183$	⊖ 5,183
ドル圏からの送金	$9,405 \times 0.10 = 940$	⊖ 940
預貯金	$74,133 \times 0.10 = 7,413$	⊖ 7,413
	合計	126,903

(注) 勤労所得及びドル圏からの送金は1972年度間の推移
 又預貯金は金融機関(預貯金取引のある機関のみ)預金として重複しているものは除いた純預貯金

1977年6月

金種別預金残高集計表

(単位:円)

機関	種類	預 金						掛 金			合 計	
		0.5%預金	利金預託金	当 座	普 通	定 期	その他	計	未給付口	給付口		解約口
銀行	振 込						(21,663,496)					(21,663,496)
	沖 当	15,261,765	10,700,279	12,975,927	66,206,570	1,088,600,000	1,280,752,281	2,290,600,000				12,975,927
	小 計	15,261,765	10,700,279	12,975,927	66,206,570	1,088,600,000	1,280,752,281	2,290,600,000				12,975,927
相 銀	中央相銀			1,863,719	2,199,009	2,689,496	2,650,602	7,202,826	109,948		1,900,900	7,202,826
	兩隣相銀			1,863,719	2,199,009	2,689,496	2,650,602	7,202,826	109,948		1,900,900	7,202,826
	小 計			1,863,719	2,199,009	2,689,496	2,650,602	7,202,826	109,948		1,900,900	7,202,826
信 託	振 込						12,707,117					12,707,117
	沖 当						8,700,691					8,700,691
	小 計						12,707,117					12,707,117
組 合	振 込						21,440,808					21,440,808
	沖 当			159,825	2,490,040	10,200,091	82,012	12,951,978				12,951,978
	小 計			159,825	2,490,040	10,200,091	82,012	12,951,978				12,951,978
中 央 金 庫	振 込						106,204,009					106,204,009
	沖 当			25,600,867	7,204,110	24,400,000	262,126	57,467,103				57,467,103
	小 計			25,600,867	7,204,110	24,400,000	262,126	57,467,103				57,467,103
郵 便 貯 金	振 込						11,024,677					11,024,677
	沖 当			148,860	2,228,700	24,700,601	1,701	28,958,862				28,958,862
	小 計			148,860	2,228,700	24,700,601	1,701	28,958,862				28,958,862
外 銀	A.M.B.X			19,780,000	6,754,500	6,754,500	21,500,000	135,800,000				135,800,000
	B.I.O.I.A			19,780,000	6,754,500	6,754,500	21,500,000	135,800,000				135,800,000
	小 計			19,780,000	6,754,500	6,754,500	21,500,000	135,800,000				135,800,000
合 計		15,261,765	10,700,279	12,975,927	66,206,570	1,088,600,000	1,280,752,281	2,290,600,000				12,975,927

流通通貨量

本土における現金通貨の国民総生産に対する比率は、最近10年間は71~75%で推移している。仮に沖縄の総生産に75%を掛けて現金通貨量を求めると次のとおりとなる。

$$1010.1 \text{ 百万円} \times \frac{75}{100} = 757.6 \text{ 百万円}$$

* 1971年度国民総生産(1970年度国民総生産「860.4百万円」に過去5年の平均伸率「1.1%」を掛けて算出した)。

沖縄における取引決済の慣行から見ると、本土のそれよりも現金が利用される割合が高いようである。そこで沖縄における現金通貨の総生産に対する比率を10%と仮定して計算すると次のとおりである。

$$1010.1 \text{ 百万円} \times \frac{10}{100} = 101.01 \text{ 百万円}$$

資料: 鈴木調査団資料
琉球政府国民所得報告書

米国政府への具体的要請事項

1. ドルの円への切り替え

ドル通貨を円通貨に切り替えを為す必要が布令の改廃を直ちに行なうこと。(復帰之前に沖縄県民の使用する通貨を円に切り替えることについては、米国政府の立場から何等支障はないと考える。沖縄県民の利益擁護は施政権者の責任と義務である。)

2. 通貨切り替えの条件が為替管理法の施行

復帰までの期間、円を流通させる場合、日本政府が施行しているような為替管理法の施行が必要になるので、通貨切り替えと同時に通貨為替管理に関する布令等を改廃すること。

3. 通貨切り替えまでの措置

通貨切り替えまでの期間における通貨不安に対処する措置として次の事が必要である。

- イ. 日琉貿易の決済について、円建てを行なうことが取引を円滑にする方策であるので、円建て決済の道を開くよう布令を改正すること。また、日琉貿易決済の為の円資金を米国政府の責任で準備すること。
- ロ. 円相場切り上げによる為替差損は政府が保証し、為替リスクに基づく便乗値上げ等を未然に防ぐこと。
- ハ. 思惑校機等によるドルの流入流出が予想されるが、これは沖縄の経済秩序を混乱させるものであるので、為替の管理等適切な布令を施行すること。
- ニ. 金融機関の支払準備金は、非常事態に対処するには、限度があるため、米国政府の責任において、あらゆる可能な方策を準備して万が一の場合に備えること。
- ホ. 布令第10号の改正により、金融機関が円建てによる支払準備金を保有することを認めること。

4 輸入課税金の除外

米国向けの沖縄からの輸出については当然に輸入課税金の対象外だと考へるが、これについては誤りのないよう対応すること。

関係布令 布令第14号 通貨

12号 琉球列島における外国貿易

10号 銀行

11号 琉球列島における外国人の投資

事務次官	アメリカ局長
外務審議官	参事官
外務審議官	北米一課長
執務官	北米二課長
月の変動為替相場制移行に伴う沖縄への影響について(2/25)	
46. 8. 30	
米北 -	

米国の新経済政策及び円の変動相場制への移行により沖縄は大打撃を受けた。
 沖縄は、ドル圏にある米国の貿易通商関係を有しつつも、同時にその輸入の約70~80%を本土から仰いでおり、ドル通貨を使用し乍ら現定には本土経済と密接な関係と有しているが、今日

執務官 1/25
 米北一

の実質的な円の切り上げ措置^{による}が与える影響の大きさは種々計りしるべきものがある。認められ、これまで屋良主席の本土政府に対する陳情、立法院の決議等より沖縄の本問題に対する強い関心が表明されている。

又、(1) 変動相場制採用の沖縄への影響については要約すれば、つぎのとおりである。

- (a) ドル、円の交換や本土送金上の為替差損
- (b) 輸入価格上昇に伴う物価高騰
- (c) 現金通貨、預貯金等流動資産及び土地固定資産等の価値減少
- (d) 本土輸出業者に対する一方的輸出契約破棄の増加

(1) 卸、小売店などに入荷済み品物の意識的ストック、売おしみ等。

(2) これら多方面にわたる影響の諸要素を物価、資産の減価及び貿易

の三つの面につき、それぞれ詳しくとりまわると概要以下のとおりである。

(1) 物価

きのドル防衛策が発表されて以来

沖縄では本土輸出業者が円切上げの思惑に於て替差損失を沖縄側の

負担に嫁すべく意圖に品物を送ってまわっており、このため蔬菜、青果、日常雜

貨等全般的に約10%の値上げをみせていると云われてはいるが、変動相場

制実施に伴い、今後の沖縄向け品目についてはさらに相当の値上げをみるこ

なろう。また、このような情勢不安に便乗する卸、小売店などの入荷済み品物

の売おしみの傾向などが物価値上げに拍車をかけることが予想される。

(具体的な数字はまだ出てきていない。)

(ロ) 資産減価

(1) 現金通貨・預貯金等

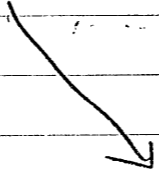
一般に現在沖縄に流通しているドル

通貨は約1億ドル、預貯金は8億ドル余とあり、後者は10%

の月切上がある、大分はと言、沖縄住民は、その10%、即ち

約1億ドル(360億円)の損失をこうするに必要と見られる。環球銀行では、
認識がある。

この損失額につき、下記の通り、詳細な推計を行っている。



ドル

○ 沖縄全体の通貨保有量

i) 市中流通量(銀行持分を含む)

約1億5千万ドル(1971年6月末現在)

ii) 対外預金

1億1千7百万ドル(同上)

iii) 預貯金残高

8億8千5百万ドル(1971年3月末現在)

総計 11億7百万ドル

22で、今後仮りに円が変動中10%
下がると固定化と予想すると、~~11~~

単純計算で約1億1千万ドル、
円表示では399億円が沖縄

側の損失になると見込める。

(ii) 有価証券、土地等.

トール表の有価証券、土地その他の

証券などは、同切上4=トール切下4に併せて
減価する。従って、これら物件が沖繩

（なぜかは問題ないが）

内に止まっている本土との関係で、例として
本土企業との合併推進、貿易手

の信用のため担保力の評価が
場合にトールの減価分だけ沖繩

側に不利になる。

(iii) 貿易

本土輸出業者が事情変更しおとせ

一方的な輸出契約破棄を通告にあるは
円建て決済を要求する等のケースが沖繩

の各業種にわたる目立ってきているといわれる。

このような動きは

（本土の）

必懸、円滑な貿易取引を阻害し、
物資供給量の不足と価格上昇を

招き、これが元は「売りおとし、買かめ等」
と誘発して市場混乱を呼び起す

可能性もあり得る。

変動相場制移行後日本も一見

在、沖繩の輸出及び輸入業者の
身体的に如何なる影響が現われ

るか等については、与えられた情勢の推移
を見守る必要があるか？一般的

には、つぎの如き言ひを得る。

(i) 本土との関係で輸出面とすると、

実質的な円切上4は、本土側の仕入れ価格の

減少とあるので、トール（減）沖繩の輸出

本邦産品

主たる
の輸出品

は増加する筈だが、本土への砂糖
(1969年度に本土向け総輸出額の52.4%)

及びパルプ等(同 22.0%)という^{の特産}産
物に限定されている沖縄経済の特産

ではあるが、これ以上の輸出増大は期待
できない。反面、輸入面では

輸入価格の上昇がその減少をもちか
らしている。輸入品の大串が生活必需品

物費に占められている現状から、
月切上げによる輸入量の変化は殆んど

ないものとみられ、従って、輸入価格
上昇の分だけ沖縄の貿易収支は

マイナスに拡大することとなる。

(ii) 仮りに、本邦産品、月切上げは

米国のドル圏にとり、その貿易収
支の改善に作用することとなる。

沖縄においては、逆に貿易収支の
赤字を招き、その上、対米輸出

関係では10%の課徴金が適用
されることとなる。沖縄の経済は

三重の打撃を受けることとなる。

(iii) 琉球銀行の試算によれば、貿易外受取り(日
米援助、米軍関係受取り等)も含めた

1972年度の沖縄の対外ドル収支は当初
4,330万ドルの黒字と見込まれていた

に対し、10%の月切上げを仮定すると

その切上げ分だけの差額が増大するため

逆に3,250万ドルの赤字に転ずると推定

されている。

3. (1) 以上のとおり、沖縄の経済は円の変動相場制移行に伴い大きな影響を

受けるが、そのことは米国のドル防衛策に端を奏したものであり、この

ために沖縄が突然その弊をこうむるに至ったことに対する責任は、施政

権者たる米側にあり、これは免れえないところである。

また、現在その施政下において沖縄に対しては輸入課徴金を適

用するに至っては、その施政上の責任を自ら放棄するものとして納得し

難いところであり、米側の速やかなこの適用除外が望まれる。

(2) 沖縄の本土への復帰を明年に控え日本政府としても円経済の施政権の

復帰を実現するためには、本土における円変動相場制実施による諸影響

への総合的対策と並行して、沖縄に対して可能な限りの救済策

を講じ、もって現地の不安除去に努めることが必要であると認められる。

(3) なお、現在沖縄にいる外国人及び外国企業が沖縄住民同様、米

施政権下の居住者として今回の日米の右措置による補償を求め得る

可能性をいせ、その際の政府としての対応策につき考慮する必要性もあるかと思料される。

局長殿 秘

1

凡: 松本善明氏内 (月内迄の滞延に
R17の滞延) 46.8.31

1. 滞内・滞外不明の滞延。大蔵省復滞前
の月切換迄の内題を指すこと

思ふべき。

2 (1) 本内題について。大蔵省と山中大臣

に金銭談合は行われなかった。

(本日 4:00 p.m. 水田・山中合談、5:00 p.m.

大蔵省)

主計局長、理物局長、官房長と山中大臣の合談
が予定。不慮あり得る。

(2) 他方 8月31日付毎日、誌面には

「内損失の補償のため『物産調査費交付金』

を査定中と官房長官が語つた。(実は
自民党内の事情による) といふ
こと。

GA-6

外務省

本
本
3
2
1
1

2

「生活物資や留学生送金に付する替

差損補償を査定中」との趣旨の
記事が本報にあり、大蔵、総理府

とこれにかつ具体的検討がなされたと
この事実を否定してあり。

(3) 山中大臣は「復滞の要は必要と
色あせしつた今、せめて生活必需品、
(生活品に付)

長期療養者、留学生に付しては
しつたはり」との内題を以て

大蔵と接衝中の段階の由。(但し大蔵
には認めず)

本日の合談後、其結果が本報に示されたと
いふことあり。

3. 一方 31日の滞延の内題は 214-255

GA-6

外務省

并

3

トモトモ星立経済院代表と合の了解

「復帰前の10月 切換への困難は
可能」といった旨 報して10月15日の

22日12日 かつ事実を各座。

(実際は 5月12日 「理論上全く

不可能¹²と云わね、very, very difficult
と云った理由)

4. 結論として、「今回の変動相場制
の採用が 沖俊に 種々影響を

(22日12)

及ぼすことは 了解あり。 02 約案を
検討中」とのラブレターを 送った。

円変動と沖縄への影響

—その問題点と対策—

1971年9月9日

本稿は、下記のメンバーからなる「通貨問題研究会」（主査、山城新好）の共同討議にもとづいて、その成果をまとめたものである。

久場政彦（琉球大学経済研究所）

山城新好 " "

山里将晃 " "

仲宗根 勇 " "

富永 齐 " "

知念清憲 " "

田中英光 " "

比屋根 俊男（琉球大学経済学科非常勤講師）

大城常夫（沖縄経済開発研究所）

「円変動と沖縄への影響」

—その問題点と対策—

1 問題の所在

われわれは去る8月23日「円切り上げと沖縄への影響」—その可能性と対策—と題して所見をまとめ、対策の樹立についていくつかの提言を行なった。その後、事態は予想以上に急激な進展をみせ、日本政府は遂に8月28日変動相場制へ移行した。もし、日本政府が沖縄の問題を円切り上げとの関連で重大な問題としてその座標軸に設定しているのであれば、そのように早い時期に変動相場制に移行して、その影響をもろに沖縄に与えることはまさかすまいという住民の希望もいまは断ち切られ変動相場制移行により、現実に実害は発生しているのである。このような実害を最少限にとどめるには復帰以前のできるだけ早い時期に沖縄のドルを1ドル対360円の交換率で円に切り替えることである。この

件については、施政権と通貨権、為替管理、切り替えに必要な諸準備に要する時間等、種々の問題が残されてはいるが、そのどれをとつてみても解決不可能なものはない。その実現は関係諸機関の実行への姿勢の問題にかかっているといえる。これは、沖縄の人びとの一致した要求であるし、この実現こそ通貨問題解決への最上の方法でもあるので、その早期実現をわれわれは関係諸機関へ重ねて強く要請する。貿易決済に関連した為替差損の補償等、他のいかなる措置も早期通貨切り替えの要求を後方へ追いやめることはゆるされない。早期通貨切り替えの要求こそ他のすべての措置に優先されなければならない。しかし、沖縄の住民はいま、一方において早期通貨切り替えを切望し、要求しながら、他方において変動相場制移行に伴いすでに発生し、そして発生しつつある実害をも、くいとめなければならないという二重の課題を負わされている。

われわれは本稿で、とくに現在発生しつつある損失を防止する措置に視点を据え、問題の本質を探ぐり当てることに注意を集中し、対策を樹立する際見失なわれてはならない諸点を明らかにすることを主要な目的とした。ここで、本稿でのわれわれの考えの流れとその記述の順序および問題の所在を明らかにしておきたい。

最初に、われわれは変動相場制移行に伴う沖縄への影響について略説する。つづいて貿易の円建て決済とドル建て決済のメカニズムの説明を通じてリスク負担転嫁の可能性を探ぐる説明に当つては、日本本土の対米貿易と対沖縄貿易とを比較考察することにより、その本質的な差異を明らかにし、しかるべき措置の必要性を説く、つづいて現在問題になっている為替差損補償の方法について考える。本土政府は、生鮮食品等生活必需物資について円建て契約による本土からの輸入が確保さ

れるよう、復帰までの間、品目を限り所要の措置を講ずるとして、琉球政府に設けられる「沖縄生活必要物資価格安定資金」(仮称)に10億円を補助することを決定した。琉球政府では目下その実施の準備作業に着手しているようである。この件は金額そのものが不十分であり、限られた品目しかカバーできないということの他に、その運用の一切が琉球政府にまかされたという点にも問題がある。本土政府は一定の補償金を琉球政府に与え、一切を琉球政にゲタをあづけた恰好である。一見琉球政府に自主性をもたせたような形をとっているが、本土政府の不始末の尻ぬぐいをさせられているにすぎない。復帰準備作業に手いつばいの琉球政府に、新たにこのような問題の処理を強いることは問題である。運用面の再検討が必要である。

さらに、為替差額補償は、それに必要な資金を十分に利用するとしても、本土の輸出業者と沖縄の輸入業者の双方おついて、補償された為替差損のいかなる部分も価格に転嫁しないという絶対条件が満たされない限り、その目的達成に有効な手段とはなりえない。もともと、為替差損補償制度は、物価の安定を図るためのものである。したがって総合的物価対策のなかに、この視点をはつきりと導入しなければならない。いふならば、今回の変動相場制移行に伴う影響の主要な部分は、物価上昇という形をとつて集中的に現れているといえる。したがって、いま、沖縄にとつて、物価対策は、まさに最大の対策課題である。以上の観点から物価対策の問題を節を改めて取り扱う。

また、われわれ沖縄の人びとは、損失補償の問題に関連し、一貫して1ドル対360円の交換比率を適用すべきことを主張してきた。

そこにはそれを主張する根拠がなければならぬことはいうまでもない。この根拠の説明が、単に政治的な側面からだけでなく経済的側面からもなされるべきだという認識に立つて、われわれは、その説明に注意をはらつた。

II、変動相場制移行に伴う当面の影響

前にも述べたとおり、今回の変動相場制移行に伴う影響の主要な部分は、物価上昇という形をとつて集中的に現われているといえる。貿易決済の不調整も、結局は、物価上昇という経路を通じて、その影響をあらわにしている。このほか、本土で療養生活をつづけている人びとや本土で勉学中の学生への送金、本土旅行者の円交換の問題がある。

物価の値上がりは、単に生活必需物資の値上がりのみにとどまらず、沖縄経済の成長を支える投資活動にも及び、経済の成長鈍化の恐れもある。沖縄の経済のこれまでの成長過程のなかで、個人住宅、企業設備の果たした役割りは大きい。しかし、この面での輸入投資資材の値上がりもすでに表面化してきており、このことが、沖縄の経済成長にブレーキとなりかねない。物価全体としての上昇率は本稿の第5節で述べられるように、きわめて高い

ものになること、が予想される。とくに便乗や思惑による値上げ競争的混乱状態が発生すると、住民生活全体の体系が大きくゆらぎかねない。

なお、変動相場制への移行は、変動幅についての差異はあるとしても、円切り上げと実質的にはほぼ同じ効果をもつものであり、したがって、その影響も、変動幅の限りにおいてほぼ同じである。つまり、変動相場制移行によつて、仮りに5%の円高相場が成立すれば、その影響は、円が5%切り上げられたばあいの影響を同じなのである。そこで、円切り上げに伴う影響については、われわれは、8月23日発表の小稿でも取り扱つたので、ここではこれ以上繰り返さない。

Ⅱ 円建て決済とドル建て決済の問題点

円切り上げをすると(変動相場制移行による実質的切り上げも含めて)、本土の輸出業者にとっては、従来どおりの値段で輸出したのでは、収入が減るし、収入を減らすまいとすれば、値上げせざるをえない。そのいずれを選択するかは、相手方である輸入業者の出方によつて大きく左右される。沖縄の輸入業者は、弱い立場にある関係上、本土輸出業者が値上げをする可能性は十分考えられる。とくに、沖縄は、その輸入の約8割を円通貨圏である本土から行なつている。しかも、沖縄経済内の自給力が乏しいことと、本土からの輸入品のなかに、必需品が多く含まれていることなどを考えあわせると、この可能性はいつそう強いといわざるをえない。このような、沖縄経済の特質は、為替差損を消費者に転嫁しやすい条件を造出しているといえる。以上の論点を以下において詳述し、このような負

担転嫁のメカニズムを明らかにする。

たとえば、1ドル=360円から1ドル=324円への円切り上げのばあい、従来のドル建て決済だと、本土の輸出業者はこの円切り上げによつて起る損失を埋め合わせるためにまず考えることは、輸出価格(ドル建て)の引き上げであろう。つまり従来の360円分の商品を1ドルから1.10ドルへ値上げするであろう。しかし、このように輸出価格(ドル建て)を引き上げることは、それだけ国際競争力を弱めることになるから、実際には値上げは簡単にはいかないであろう。新しい輸出価格(ドル建て)はどこに決まるかといえは、本土の輸出業者と外国(とくに米国)の輸入業者との間の力関係によつて、(360円分の商品の輸出価格は)1ドルと1.10ドルの間ということになる。日米の貿易業者の力関係ではおそらく、新均衡輸出価格(ドル建て)は従来とほとんど変わらず、従来の360

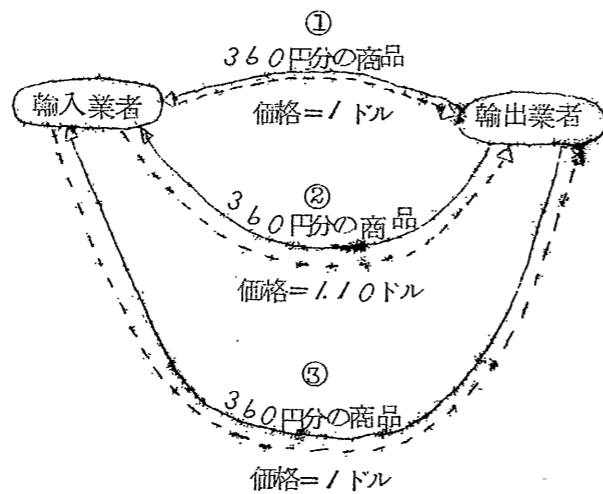
円分の商品の輸出価格＝1ドル、つまり円表示では360円分の商品が324円に値下がりせざるをえないことになる。従来に較べて36円の値下げである。したがって、この損失をカバーするためには、経営分理化等による諸コストの切り詰めということにならざるをえない。デフレ経済への移行である。

以上が円切り上げが日米間の貿易、ひいては日本経済に与えるいわゆるドル・ショックといわれるものの一例である。しかしながら、本土対沖縄の場合には、以上の関係が全く逆の形で現象してくる。すなわち、本土の輸出業者は沖縄の輸入業者に比し、圧倒的に力が強い関係上、いまや輸出価格（ドル建て）を従来の360円分の商品＝1ドルから1.10ドルへと引き上げることが可能となる（商品の需要の爆力性の問題もある）。これは現実ですでに起つていることである。つまり本土の輸出業者は円切り上げによる自己の損失を沖

縄の輸入業者にほとんど完全に転嫁することが可能となるのである。強者の論理があくまで貫徹していくわけである。

以上のことを図示すればおよそ次のとおりであらう。

第1図 10%の円切上げ(あるいは変動相場制)と貿易



〔注〕①は円切上げ以前の貿易のケース

②は日本と沖縄の間で起りうる貿易のケースで、この場合は沖縄側の輸入業者が円切上げ等による損失およびリスクを全面的に負担することになる。

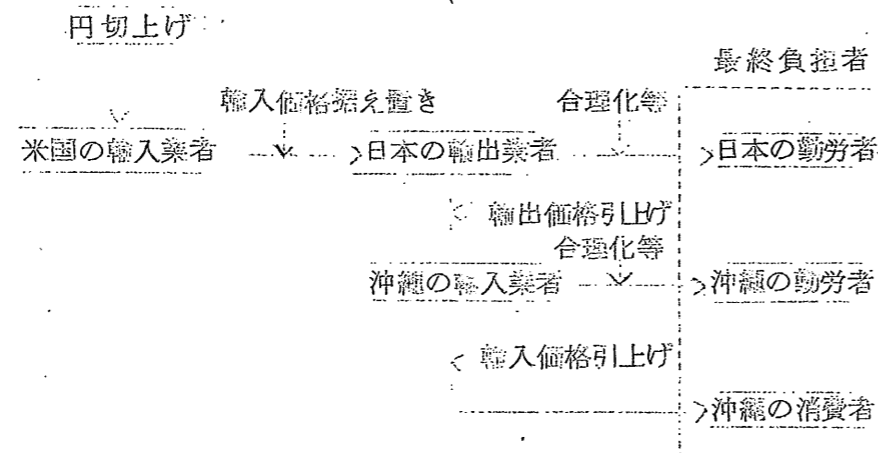
③は日本と米国の間で起りうる貿易のケースで、この場合は日本の輸出業者が円切上げ等による損失およびリスクを全面的に負担することになる。

さて沖縄においては、貿易がドル建て決済であつても、前述の強者の論理によつて輸出価格の上昇→輸入価格の上昇ということは必然であるように見える。すなわち、10%の円切り上げはほぼ10%の輸入価格の値上がりということになる。問題はこの値上がり分を輸入業者がいかにか吸収あるいは転嫁するかということであるが、まず真先に考えられることは、消費者への転嫁である。つまり輸入品の消費者価格の引き上げである。どの程度、転嫁(価格への)が可能であるかは、この商品の需要の弾力性によつて決まってくるが、本土からの輸入品が生活必需品であるとか、あるいは沖縄側に代替品がないようなものであれば、消費者価格への全面転嫁はきわめて容易なものとなる。価格への転嫁が容易でないものについては、やはり経営の合理化等による諸コストの切り詰めという形で、沖縄の他の分野への損失負担の転嫁がもさく

されることになる。いずれにしろ、消費者および勤労階級へと最終的には負担転嫁がなされることは目にみえているのである。

要するに、1ドル=360円から1ドル=324円へと10%の円切り上げが行なわれたばあいには、それによる為替差損は次の様なメカニズムでわれわれに転嫁されるであろうということである。

第2図 為替差損およびリスク負担転嫁のメカニズム



さて、以上はドル建て決済貿易の場合についての円切り上げの諸影響の考察であるが、これがもし日沖間の貿易が円建て決済になればどうなることになるか。ドル建て決済であっても、円切り上げによる損失は前述のように強者から弱者への負担転嫁は可能であるがしかし、変動相場制の場合には、ドル建て決済である限り実質的円切り上げによる為替差損分を全面的に強者が弱者に転嫁することはむづかしい。なぜか。ドル建て決済の場合、本土の輸出業者は、自己の360円分の商品の輸出価格を時々刻々の相場建てでなければならないが、これは時々むづかしくときには大きな損失を伴う場合もあるのである。たとえば360円分の商品=1.05ドルと建てたとして、実際の相場が360円=1.10ドルとなつたばあいには輸出業者は5¢(18円)の損失ということになる。変動相場制移行によるこのようリスクはドル建て決済によつ

て排除することはなづかしい。輸出業者が有能な投機家でない限り。ここに本土の輸出業者がドル建て決済（価値が減価しつつある通貨による決済）を嫌う理由があるのである。

しからは円建て決済によつて、このようなリスクを排除することは可能となるか。勿論可能である。円相場が持続的に上昇しつつある場合にはとくにそうである。日沖間の貿易業者の力関係において、日本側の力が圧倒的に強力であるような現況においては、円建て決済を主張することは、円切り上げによるすべての損失およびリスクを沖繩側が負担することを主張するに等しい。何故そうなるか。円建て決済とは、帰するところ360円分の商品は360円で、つまり実質的には円が切上げられた分だけ、こちら側が主体性をもつて値上げして買いますということを意味することになりがちだからである。この負担の対価として本土からの輸入量が確保されるわけ

で、日沖間の貿易の安定化という背後にはこのような損失およびリスク負担転嫁のメカニズムがかくされているのである。

このようにみる限り、円建て決済のメリットは沖繩側にはほとんどない。あるとすればさきほども述べたように輸入量のスムーズな確保とドル建て決済のばあいに相場変動の幅を不当に大目に見積ることによつて、ドル建て輸出価格を不当に引き上げられる危険を最少限に食い止めることができるということであろう。しかしながら、そのような危険よりも、円建て決済によつて負担しなければならない為替変動リスクと損失発生の可能性がより大きく、よりひんばんであることは、円相場が上昇しつつある現段階では、まちがいない。したがつて、円建て決済の主張はその意味でどうしても、このような為替変動から発生する為替差損およびリスクが何んらかの方法で政府によつて補償されること、あるいは為替差損及びリスクの消費者への転嫁を前提としなければ成立しないということとなる。

IV 為替差損補償に関連する問題点

去る9月1日、本土政府は、次の二つのことを決定した。①生鮮食品など生活必需物資については、円建て契約による本土からの輸入が確保されるよう、復帰までの間品目を限り、所定の措置を講ずる。そのため、琉球政府に設けられる「沖縄生活必需物資価格安定資金」(仮称)に10億円を補助する。②復帰までの間、本土に留学中の学生について、おおむね従前の生活水準を維持することができるよう、国は必要な資金について琉球育英会に1億円を補助する。

安定資金10億円では今回の変動相場制移行によつて発生する沖縄の物価上昇圧力の解消にはほとんど期待できず、今後の物価上昇が憂えられるところである。品目指定の枠を全面的に拡大させ、全品目について為替変動による差損の補償を要求していくべきであることは当然のことであるが、ここでもう一つ

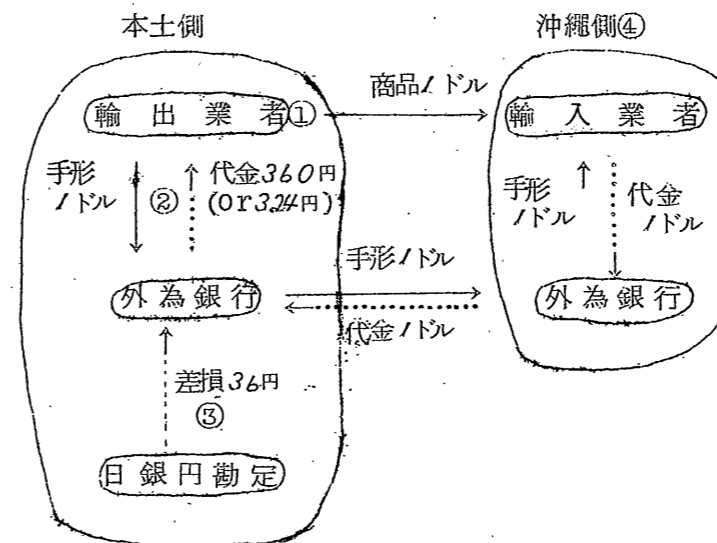
問題としたいのは補助の方法である。本土政府は補助方法を琉球政府にまかせる意向のようであり、①本土業者との取り引きは円建てにし、②変動相場による差損分は、琉球政府が銀行などを通じて沖縄の業者に補助するという方式をとる可能性が強いと報道されている。このような方式は、沖縄にとつて望ましい方式なのかということの問題となる。一定の補償金を琉球政府に与え、一切を琉球政府にゲタをあづけた恰好である。一見、琉球政府に自主性をもたせたような形をとっているが、日本政府の不始末の尻ぬぐいをしているにすぎない。円建の決済は、沖縄側にとつて事務的に煩瑣となり、輸入業者もなんらメリットはない。現在と全く変わらないドル建て為替を組む方が便利である。

円為替による取引は、本土側では、

- ① 為替がおこらない。
- ② 国内取引同様に楽になる。

しかし、沖縄側では、これと逆になり、為替がおこり輸入業者の事務、地元為銀の内部管理が複雑となる。さらに税関における事務も煩瑣となる。つまり、円為替取引によつて輸入業者は契約時に仕入価格のドルから円へ、または円からドルへの換算、銀行の内部経理における金額の換算あるいは税関における物品税など諸税課税のための金額換算などを行なわなければならない、国内通貨を対外決済手段が同一であるための便利さはすべてなくなる。ドルから円への通貨切り替えまで、為替取引の変更をしないでできる限り現行のまま取引するのがよいのである。為替差損は本土側の輸出の段階で補償する方法をとるのが望ましい。(そのメカニズムについては第3図参照)

第3図 ドル為替による貿易決済メカニズム
(10%円切上げを想定した場合の一例)



- ① 輸出業者は360円分の商品の輸出価格を従前どおりドルと建てる(輸出価格の据え置き!!)。
- ② 本土の外為銀行はドル表示手形に対して360円(あるいは324円)を輸出業者に支払う。
- ③ 為替差損分は日銀またはその代行機関が計算して本土の外為銀行(あるいは輸出業

者)に支払う。

- ④ このようにすれば沖縄側の貿易はすべて従前どおりになる(変動相場制の影響から完全に免かれる)。

なお、この図では、貿易決済が沖縄側の本土為銀への預け金勘定(外国他店貸)を通してなされると想定しているが、逆にこれを現在、沖縄側為銀にある本土為銀勘定(外国他店借)を通して貿易決済がなされ、しかも、日銀が本土為銀を補償するという形となるとすれば、この図が示しているように本土に日銀円勘定を置く代わりに、沖縄側為銀に日銀ドル勘定(あるいは円勘定)を設置し、為替差損分をその勘定から沖縄側為銀にある本土為銀への振替ができるようにすれば、為替差損の補償がなされるばかりでなく、さらに沖縄全体の資金量の増大にも結びついて一石二鳥ということになる。つまり、この方法は、第3図による方法よりも沖縄側で資金が利用できるという利点をもつわけである。

なお、ドル建て決済と円建て決済の場合の問題点が比較対照しやすいように第4図を参考のためあげておく。

以上の問題との関連で、いま一度強調して

おきたい点は、日本政府が為替差損を補償するとしても、貿易決済はドル建てでなされることが望ましいのであり、沖縄側は、それを主張するのが正当な筋であつて、為替差損補償と円建て決済を不離のものとして結びつけて論ずるのは、問題の本質把握を誤らせるものである、日銀に円勘定を設定し、為替差損を補償する場合でも、貿易決済はドル建てで行なうことが可能であり、しかも望ましいことは、第3図で明らかである、いずれにせよ、沖縄側にとっては、ドル建て貿易決済が有利であり望ましいのである。(もちろん、このことは再三述べてきたように早期通貨切り替えが行なわれなかった場合のことであり、その早期実現を期すべきことはいりまでもない。)

さて、現按、考えられている沖縄生活必要物資価格安定資金10億円だけでは、為替差損の対象品目が極端に限られることになる。

為替差損補償品目から建材、産業資材等が除かれていることは沖縄経済全体の成長という観点から憂えるべきである。

周知のように沖縄は戦後基地需要を始発として運行され、表面的には他に類例をみないといわれるほどの高度成長を維持し、とくに近年に至つては、伸びが急速に高まつている。その成長過程のなかで、個人住宅、企業設備の果たした役割は大きい。たとえば、国民総支出の中に占める民間総資本形成(個人住宅、企業設備を含む)は1960年には20%足らずであつたのが、1970年には32%以上にはねあがつている。なかでも、69年~70年にかけては住宅投資が急速に増大し、沖縄経済の高度成長の一つの大きな要素となつている。とくに、沖縄において住宅建築は後方波及効果が大きいために経済に及ぼす影響には大きいものがある。

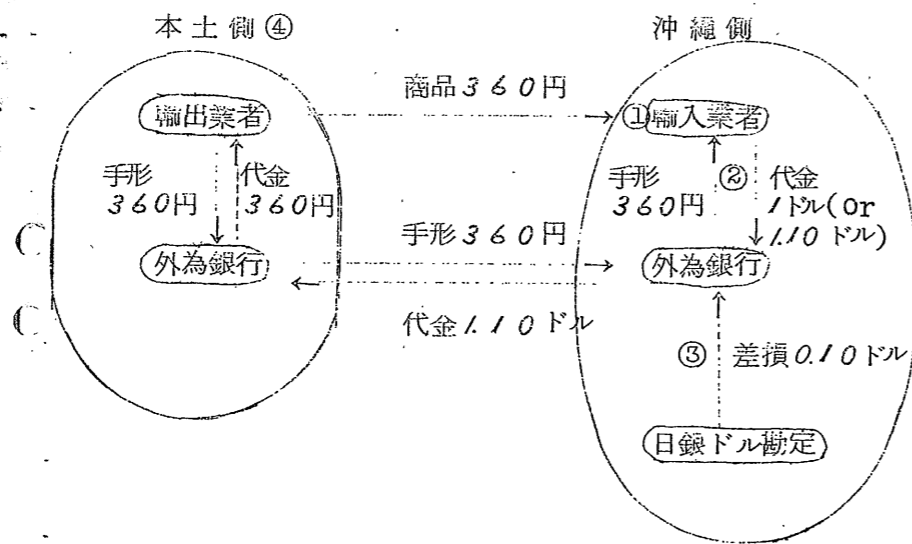
今回の差損補償品目から建材、産業資材等が除かれているが、これは沖縄経済にとつては、大問題である。すなわち、これらの品目については、価格弾力性が比較的大きいことからこれら資材の大幅な輸入減となる一方、他方では価格が上昇し、住宅、企業設備投資が減少することによつて、経済成長に大きなブレーキとなることは間違いない。したがつて、これら品目を補償適用から除外することは、経済不況の発火点となりかねない。過去の統計は、これら製品の輸入減少と不況とが高い相関関係にあることをはっきりと示している。

さらに政策的に注目すべきことは、いまわれわれは、基地経済からの脱却→自律経済の確立を政策目標にして経済再編を考えている時期である。このような時期に設備投資を抑圧するような形での補償は、片手落ちであり、真に沖縄の経済発展を考慮しての策ではない。

また、個人住宅建築は、高度の政策目的でもある。沖縄においては、低所得者層がそろそろ個人住宅を建築しはじめている時期であり、その意味ではむしろ建築資材価格を引下げる策がとられるべきときである。かかる重要な時期に低所得者層にしわよせするような策は「貧乏人切捨てごめん」の政策といわれても仕方がないであろう。

このように、沖縄経済におよぼす影響からしても、また、政策目標からみても、建材、産業資材を補償品目から除くことは得策ではない。むしろ、積極的に補償することこそ、真の保護であり、日本政府の責任である。

第4図 円為替による貿易決済メカニズム
 (10%の円切上げを想定した場合の一例)



- [注] ① 輸入業者は360円分の商品の輸入価格を従前どおり1ドルに建てなければならない(輸入価格の据置き!!)。
- ② 沖縄の外為銀行は360円表示の手形に対して1ドル(あるいは1ドル10セント)を輸入業者から受け取る。
- ③ 為替差損分は日銀(つまり琉球政府またはその代行機関)が計算して沖縄の外為銀行(あるいは輸入業者)に支払う。

④ この場合は本土側の貿易はすべて従前どおりになる(変動相場制の影響は沖縄側がもろにかぶる)。

V 物価対策

冒頭でも述べたように、為替差損の補償という措置は、それが所期の目的を達成するには補償された為替差損のいかなる部分も輸入品の価格に転嫁されてはならないということが絶対の条件となる。本土からの輸入について考える場合、本土の輸出業者・沖縄側の輸入業者双方において十分な自粛がない限り、輸入物資の価格安定は保障されない。円切り上げ（変動相場制の場合も含めて）を契機として輸出業者、輸入業者が相携えて、物資の価格を消費者に転嫁するにおいては、本土政府は、価格安定を通じての消費者救済のローカンの影で、結局、本土沖縄双方の貿易業者のみを不当に手厚く遇したことになりかねない。このような事態の発生は、消費者が承服するところではないし、また、為替差損を補償するために資金を支出する日本政府の意図するところでもないであろう。この問題と

の関連で、巷では、沖縄の輸入業者のみに自粛が求められる傾向があるが、それは当たらない。本土側の輸出業者にも強いけん制が向けられるべきである。もともとこのような措置は貿易を正常化させ物資の供給を安定させもつて物価を安定させることを目的としてとられるものでなければならぬ。われわれは全体的な物価対策のなかで、この為替差損補償の問題を正しく位置づけていく必要があるのである。さて、今回の通貨の変動によつて物価は今後どのように動いていくのであろうか。次にこの問題を検討し、併せてその対策について考えていきたい。

直接の価格調査データが利用できない場合に物価の問題を検討するには、一応もつともだと考えられるいろいろの仮定をおかなくてはならない。まず、ドルの円表示価格の低下率を10%と想定する。その直接的な結果として本土からの輸入品価格は10%上昇する。本土からの輸入は総輸入の約8割を占めている。通貨不安に際して、為替リスクの負担の配分などから輸入取引上の摩擦現象としていくらかの価格上昇がつけ加わつたとみられる。また、本土以外の地域からの輸入価格も部分的に上昇しているといわれる。そこで、輸入全体の価格水準が10%上昇するものと想定する。ただし、沖縄内での思惑・便乗による値上り分については差しあたり考えに入れないうちで後ほど追加するものとしよう。

次に、今年度の消費水準、投資規模、輸出入の大きさをメドづけなくてはならないが、この点についてはおおよそ次のように考えて

よいであろう。消費水準はせいぜい前年度と同じ水準までしか落ち込まないだろう。投資規模はかなり低下するものと予想される。基地向けを含む総輸出と政府支出の増加はある程度見込んでよかるう。これらのことから全体として実質需要は前年度とほぼ保ち合いがあるいはごくわずかの増加が見込まれる。不況の年とみられる過去の3カ年度(1959、64、69年度)には、総需要が実質でほぼ3%の増加にとどまつていた。過去15カ年の平均的な年当り増加率が10%程度だつたのに比べるとかなりの落ち込みであつた。当面の通貨不安のもとでは、実体経済の受ける影響がかなり大きいとみられるけれども、年度ベースで把える限り実質成長率が負となる見通しは無理だと考える。せいぜいゼロないし数%と見込むことにする。この場合、通常の成長経路に比べるとまるまる10%の経済活動の鈍化を見込むことになる。これは、純粹

に通貨不安だけの結果ではないにしても（たとえば、異常気象・復帰不安などの効果もある）、おおよそそのようにみなしても差しつかえないであろう。

さらに、輸入の価格弾力性や所得弾力性に対して妥当とみられる想定をおき、実質輸入水準が前年度に比べてある程度は低下すること、輸入金額では増加することを見込む。そして、総需要と輸入額の間平均的に成立している関係を利用することによつて、総需要金額および物価の対前年増加率が算出される。

通貨価値変動の短期的効果を評価しようとしてもノーマルな諸関係の成立が期待できないために困難だと思われるが、年度ベースでみる場合には近似的ながら通常の関係が使用可能だと考える。ここではその考え方に立つて物価上昇率の評価を試みているわけである。上の仕方で算出される物価上昇率は5~7%となる。これは輸入価格上昇の効果だけを分

離したものとなつており、他の要因による上昇分を含んでいない。追加されるべき要因は次の二つである。一つは、デフレ圧力を考慮してもなお残る費用プッシュ的な“趨勢”上昇率（およそ2~3%とみられる）である。いま一つは、思惑・便乗あるいは摩擦の効果であるが、この側面を評価するための方法は（直接調査を別として）全く不明であり差し当りその大きさを見当づけることはさし控えたい。思惑・便乗分を低く見つもつても、1972年度の物価水準の対前年度増加率は10%を下まわることはおそらくないとみてよからう。輸入価格上昇の効果5~7%に“趨勢”上昇率2~3%を含めるだけで7~10%となるのだから。

なお、消費者物価指数算定のウェートを適当にふり分けて、輸入価格上昇の消費者物価上昇効果を見当つけてみると8%弱という結果が得られる。これによれば、思惑・便乗による値上げ分を含めない物価上昇率だけでも10%以上と評価される。

いずれの推論をとるにしても、すべての要因を考慮に入れた現実の価格上昇率は10%以上と判断せざるを得ず、思惑・便乗値上げの程度が大きい場合には20%以上となることもあり得ないことではない。

実体経済や物価水準の推移が精確にはどのようなのである。通貨不安の過程には住民の不安と混乱と生活圧迫が実在している。当面の状況ではとくにそれらが集中的に表面化しつつある。これに対して日本政府は10億円の「価格安定資金」を設定しているが、その効果は小さいとみられる。それがカバーする輸入は輸入の約2割にすぎないし、上に

試算した輸入価格上昇の物価引き上げ効果5~7%のうちわずか1%ポイントを減ずるにすぎないであろう。さらに、安定資金が設定されたというだけでは、8月16日以降すでに上昇した水準に価格を安定させる(このこと自体かならずしも保証されないが)ことにしかならない惧れもある。なんらかの価格統制策を組み合わせて措置するのでなければ、「価格安定資金」の物価抑制効果はますますもつて期しがたくなるであろう。

物価対策として次のような方法が考えられる。①直接統制、②政府による指導規制、③政府・業者・消費者による共同討議、④消費者運動、⑤公共料金の抑制、⑥税制の活用(高率課税など)、⑦輸出入価格公示制、など。

もとより、これらは個別に行なつても効果が小さいであろう。組み合わせなくてはならない。1958年9月ドル切りかえの際には、弁務官布令(第13号「価格等の統制につい

て」)でもつて、行政主席に価格等を決定する権限が与えられ、違反者に対する罰則が規定されていた。われわれも類似の措置の検討を提案したい。すなわち、貿易・卸小売の業者に対する自粛要請ないし行政指導、消費者モニタリングなど消費者の協力要請ないし組織化を併用しながら、価格公示および価格統制を適当に限定された品目と期限につき行なう。

1. 価格公示制

本土から沖縄向けの輸出価格および沖縄側の輸入価格を公示すること。

2. 価格規制

政府・業者・消費者の合議に基づいて妥当とみなされる水準に価格を規制する。監視機関を設置し違反事実に対しては、不当利得・高率課税の適用、減免税があるばあいの適用除外、為替変動基金の利用差し止めなどを行なう権限を与える。

この提案だけで物価対策はもちろん十分であるわけではなく、これは例示的なものにするぎない。

価格規制が実際上きわめて困難であれば、所得税減税などによつて消費者の負担を軽減する措置が考えられてよからう。減税財源は本土政府に負う。

減税による補償は、8月16日以降すでに発生してしまつた損失・負担のうち少なくとも輸入価格水準の上昇から直接的に帰結する部分についても、考慮に値する一つの方法であらう。

[付 録]

物価上昇率の評価に関する
テクニカル・ノート

I 諸仮定

- ① 1ドル=360円が1/1ドル=360円へ変更されるものとする。
- ② 本土からの輸入分だけでなく総輸入の価格水準が10%上昇するものとする。
- ③ M_r (実質輸入水準)、 P (輸入価格水準)、 Y_r (実質所得)、として、
 $M_r = f(P, Y_r)$ と想定し、これから $g(M_r) = d_p \cdot g(P) + \alpha Y g(Y_r)$ 。
ただし $g()$ は % 変化率、 d_p は価格弾力性、 αY は所得弾力性。
- ④ $d_p = -0.3 \sim -0.5$ 、 $\alpha Y = 1.0$ と想定する。
 $g(P) = 10\%$ (上記②による)、 $g(Y_r) = 0\%$ ないし 3%
- ⑤ 総輸入の総需要に占める割合は約0.38で安定しているものとみなす。これから、

$g(M) = g(D)$ 、 M : 輸入額、 D : 総需要、
また $g(D) = g(Y)$ 、 Y : 名目所得

II 算出結果

- ① $g(M_r) = (-0.3) \times 10 + 1.0 \times 0 = -3\%$
or $= (-0.5) \times 10 + 1.0 \times 0 = -5\%$
ただし、 $g(Y_r) = 0\%$ の場合
 $g(M_r) = (-0.3) \times 10 + 1.0 \times 3 = 0\%$
or $= (-0.5) \times 10 + 1.0 \times 3 = -2\%$
ただし、 $g(Y_r) = 3\%$ の場合
- ② 輸入金額の伸び率
 $g(M_r) + g(p) = g(M)$ より
 $g(Y_r) = 0\%$ のとき、 $g(M) = 5 \sim 7\%$
 $g(Y_r) = 3\%$ "、 $g(M) = 8 \sim 10\%$
- ③ 仮定 $g(M) = g(Y)$ より、
 $g(Y_r) = 0\%$ のとき、 $g(Y) = 5 \sim 7\%$
 $g(Y_r) = 3\%$ "、 $g(Y) = 8 \sim 10\%$
- ④ 物価上昇率 = $g(Y) - g(Y_r)$ を用いて
 $g(Y_r) = 0\%$ のとき、 $5 \sim 7\%$
 $g(Y_r) = 3\%$ " $5 \sim 7\%$

Ⅲ 実質所得の予想について

① 1971年度政府見直し(企画部)

	(実数)百万ドル	(伸び率)%
個人消費支出	544.6	1.2
政府支出	233.2	3.0
民間投資	353.3	2.8
輸出	417.5	4
輸入	594.9	1.5
GNP	999.4	1.6
総需要	1,594.3	1.6

② 1972年度に関する見込み(実質)

当研究グループによるもの

$$g(G_r) = 1.5\%, g(X_r) = 4\%, g(I_r) = \alpha \cdot g(M_r), g(C_r) = g(Y_r), g(M_r) = -3 \sim -5\%$$

ただし、 G_r :政府支出、 X_r :輸出、 I_r :投資、

C_r :消費・支出

また、 $\alpha = 1.5$ と想定する。

以上から次を得る。

(実数)百万ドル (伸び率)%

個人消費支出	545	0~2
政府支出	268	1.5
民間投資	337	-4.5
	{ 327	{ -7.5
輸出	434	4
	{ 577	{ -3
輸入	{ 565	{ -5
GNP	1,007	1
	{ 1,009	{ 1
総需要	1,584	-1
	{ 1,574	{ -1

VI 1ドル=360円主張の根拠

円の変動相場制移行によつて、実質的に円の切り上げ、ドル価値の低下となり、総輸入の約8割を本土に依存する沖縄では物価上昇による実質的購買力低下となつて日々の生活の場で損失を受けている。また実勢レートで円へ切り替えられることになると、通貨や預金のみならず資産価値も低下し、県民は多大の損失を蒙ることになる。現行の変動相場制による日沖間の貿易為替差損の補償や通貨切替えはいずれも1ドル=360円のレートを基準に沖縄側は補償を要求し、あるいは即時切り替えを訴えている。しかし、このような1:360の根拠は果してあるだろうか。なぜ実勢相場であつてはならないのかの疑問が生ずる。ドルは米国民のドルも、本土商社のドル債権も、沖縄のドルも同じではないのか。なぜ沖縄のドルだけ1:360でなければならぬのか、この小文は沖縄が1:360

の交換を主張する根拠を示そうと試みたものである。

アメリカ・ドルは、単にアメリカ国内の流通通貨としてのみならず国際通貨として国際決済手段に使われている。沖縄も1958年以来、この二つの機能をもつアメリカドルを流通通貨として使つており、物理的な機能はアメリカにあるドルも沖縄にあるドルも同じである。すなわちアメリカ国内でも沖縄内でも1ドルは1ドルである。ドルの対外価値も同様であつて、円との交換力もかわるはずはなく、沖縄のドルは1:360であつて、アメリカのドルは1:300ということはない。ただちがうのはドルの管理はアメリカでなされており、沖縄にドル通貨を増発したり、縮小したりする管理権はないということである。

しかしこのような議論は、単に通貨としてドルを使つているという名目だけにとらわれ

た議論でそこから1:360主張は生まれてこない。沖縄側が1:360を主張する根拠は二つある。第1点は沖縄は日本国民であること。第2点は沖縄経済は実態として日本経済の一部であつてアメリカ経済の一部ではないということである。この2点にアメリカドルと沖縄ドルを区別する理由があるし、1:360の論拠もそれを出発点としなければならぬ。第1点に関してはまもなく本土へ復旧する事実だけで十分であろう。ここでは第2点に焦点をおく。

沖縄は日本国民でありながら、しかも経済の実態として日本国民経済の一部に完全に組み込まれているのに、通貨としてドルを使わされており、その矛盾が今度の通貨問題で露呈しているわけである。すなわち沖縄と本土間には労働力や資本、製品の輸出入を通じて一体化し、賃金、利子、商品サービスの価格は日本経済の枠の中で決定される。アメリカと

の関係で決まるわけではない。たとえば沖縄の賃金水準(所得水準)は島内の労働力需給だけではなく、日本経済の中での需給、その一地域として決まってくる。労働者の移動も実際大量に行なわれている。賃金決定に影響する最低賃金や労働立法も労働運動も本土に準ずるものであり、日本経済の中で決まってくる。アメリカの最低賃金や経済立法が沖縄に直接影響するわけではない。このようにこれまでの賃金や所得体系も1:360を介してつくりあげられたものである。

さらに沖縄の商品価格体系も本土経済との関連で決まってくる。輸入の八割近くを本土に依存し、貿易依存度が7割に近い沖縄の価格体系が本土経済の一地域として決まっているのである。このように沖縄の所得や物価などの価値体系は本土との関係で成立しており、たまたま流通通貨としてドルを使い、所得や価格がドル表示されているにすぎない。ドルを使つていても所得や物価がアメリカ国民経済の一部として成立しているわけではない。したがつて価値体系を表示するのが同じドルであつても、その価値を実現する法則や場はちがうしここに沖縄ドルとアメリカドルを区別する理由がある。

沖縄ドルはあくまでも1:360で結びついており、そうでなければならない。したがつて今度の円の実質的切り上げも対アメリカドルであつて、対沖縄ドルではない。沖縄ドルは1:360で依然として結びつくべきである。

沖縄ドルとアメリカドルを区別するのは、今度の円切り上げの影響と、原因を考えてもわかる。今度のドル防衛措置はアメリカ自体の経済政策、通貨政策の失敗であつて、通貨としてドルを使っているがドルの管理権のない沖縄はとんだとばつちりを受けているわけだ。円の実質的切り上げは、対本土との関係で購買力が決まる沖縄にとっては、そのまま購買力低下、実質的所得カットである。しかしアメリカ国民にとっては必ずしもそうではない。アメリカの輸入依存度はわずかに4%弱であり、しかも対日依存度は1%にすぎない。したがつて円の切り上げによつてアメリカ国民の購買力が低下するとはいえない。この影響はまったく異つている。ここにも沖縄が日本経済の一部であつてアメリカ経済の一部でないことがわかる。たとえば課徴金制や円切り上げの結果アメリカでは①輸入価格上

昇→輸入抑制効果→対外収支改善のメリット
や②国内外での競争力強化→生産拡大→雇
用増大→所得増大のメカニズムが働くことが
期待される。しかし沖縄では輸入価格上昇→
物価上昇→購買力低下といったマイナス効果
が生まれるのみである。すなわち円切り上げ
のメリットを実現できるメカニズムはないの
だ。産業構造や貿易構造自体、完全に基地経
済のなかに組み込まれているのである。

このように沖縄での価値体系が日本との関
係で決まっておりますししかもそれを表現している
ドルの対内価値(物価の逆数)対外価値(為
替相場)の通貨管理も沖縄に責任がない。こ
の意味でも沖縄のドルは1ドル=360円で
あるはずである。沖縄のドルは1:360を
前提に通用しているのであつてそれ以外では
ない。

もちろん1ドル=360円でなくて、それ
が変更された場合沖縄での所得や物価その他

の体系は新たな均衡にむかつて調整される
だろう。しかし調整の間はそれだけ沖縄住民
が損害をきたしているわけである。調整には時間
がかかるし、その意味で復帰をまじかに控え
ていることが問題をますます大きくしている。
もし1:360でなく、それ以下であるなら、
沖縄はそれだけ強制的にこれまでの資産や所
得を切り下げられるわけだ。同じ日本国民と
して沖縄に損失を押しつける理由はない。

以上のように、沖縄のドルとアメリカのド
ルを区別する根拠は十分ある。沖縄が仮に独
自の通貨をもつていとすれば、今度の損失
はこうむらないであろう。しかし沖縄がドル
を使つていても沖縄のドルとアメリカのドル
は区別すべきであり、したがつて今度の円の
実質的切り上げもアメリカドルに対してであ
つて、沖縄ドルに対してではない。沖縄ドル
は依然として360円である。そうした関係
にあるにもかかわらず、沖縄が損をするのは

理がおらない。沖縄のドルは1:360のも
とで蓄積されたものであり、預金や債権・資
産もそうである。資金を無給めしかり。沖縄
住民がアメリカ国民であり、しかも現在のよ
うな基地経済に依存し、貿易も本土に依存し
ているのであれば、円切り上げによつて生活
水準が低下してもそれをがまんしなければな
るまい。しかしその場合は、アメリカ国民と
して賃金水準も高いので現在の沖縄のショッ
クよりは小さかろう。

沖縄が1:360で通貨や預金のきりかえ
を本土政府に要求するのは、沖縄が日本国民
であり、日本経済の一部である、二つの明確に
実証できる前提が十分妥当性をもつものであ
る。